○**法務省告示第六百三十号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

サンコーグループ株式会社	大阪府大阪市淀川区西三国三丁目五番十号	電子機器組立て

○**法務省告示第六百三十一号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社技販	埼玉県入間郡三芳町上富三百六十番地	とび
有限会社ヒラマツ装建	広島県福山市東深津町四丁目七番三十三号	内装仕上げ施工

○**法務省告示第六百三十二号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表株式会社デリカパーラー長野の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社キヨシゲ	千葉県浦安市鉄鋼通り二丁目四番三号	金属プレス加工
株式会社デリカパーラー長野	長野県松本市大字笹賀七千五百七十番地六	惣菜製造業

○**法務省告示第六百三十三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社ゼストシステム	北海道上川郡東神楽町北三条東二丁目三番五号	塗装、溶接

○**法務省告示第六百三十四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表有限会社ソーイング田辺の項中「帆布製品製造」の下に「、座席シート縫製」を加える。

○**文化庁告示第六十四号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十二月八日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
加曽利貝塚	昭和四十六年文部省告示第八十七号、昭和五十二年文部省告示第百八十六号及び昭和六十一年文部省告示第百二十四号	千葉市（千葉県）
飯田古墳群	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	飯田市（長野県）
成相寺旧境内	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	宮津市（京都府）
神雄寺跡	平成二十七年文部科学省告示第三十八号	木津川市（京都府）
大山寺旧境内	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	大山町（鳥取県）
備後国府跡	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	府中市（広島県）
鳴門板野古墳群	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	鳴門市（徳島県）
土佐遍路道 青龍寺道	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	土佐市（高知県）
船原古墳	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	古賀市（福岡県）
屋形古墳群 珍敷塚古墳 鳥船塚古墳 古畑古墳 原古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第十一号、昭和六十一年文部省告示第十九号、平成十五年文部科学省告示第百四十一号及び平成二十七年文部科学省告示第百七十三号	うきは市（福岡県）
大友氏遺跡	平成十三年文部科学省告示第百三十八号、平成十四年文部科学省告示第四十三号、平成十六年文部科学省告示第二百九号、平成十七年文部科学省告示第三十一号、平成十八年文部科学省告示第二十七号、平成十九年文部科学省告示第九号、平成二十年文部科学省告示第百九号、平成二十一年文部科学省告示第百二十六号、平成二十二年文部科学省告示第十七号、平成二十三年文部科学省告示第百四十四号、平成二十四年文部科学省告示第十一号、平成二十六年文部科学省告示第百四十二号及び平成二十七年文部科学省告示第百七十三号	大分市（大分県）
長者屋敷官衙遺跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号	中津市（大分県）